

訓令甲第 15 号

警視庁術科センター管理規程を次のように定める。

昭和 63 年 7 月 7 日

警視総監 大堀 太千男

警視庁術科センター管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁武道館、警視庁射撃場、管理棟及び駐車場等の施設の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 前条の施設を総称して、警視庁術科センター（以下「術科センター」という。）という。

(準拠)

第 3 条 術科センターの管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(管理者)

第 4 条 術科センターの管理者（以下「管理者」という。）は、教養課長とする。

2 術科センターの副管理者は、管理者の指定する者とする。

(維持管理)

第 5 条 管理者は、術科センターの維持管理等の責めを負うものとする。

2 術科センターの副管理者は、管理者を補佐し、術科センターの管理に関する事務を統括する。

3 管理者は、術科センターの職員及び利用者に対し、各種設備の取扱い及び保守管理に関する指導監督を行うものとする。

(管理体制)

第 6 条 管理者は、常に突発事案等に対処し得る管理体制を確立しておくものとする。

(施設の利用)

第 7 条 術科センターを利用する者は、管理者の定める手続、方法及び指示事項に従い、設

備、備品等の適切な使用に努めるものとする。

(当直勤務)

第8条 術科センターの職員は、管理者の定めるところにより当直勤務に服するものとする。

(内規)

第9条 教養課長は、術科センターの管理に関する必要な事項について、内規を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和63年7月12日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁射撃場使用及び管理規程(昭和32年10月1日訓令甲第58号)は、廃止する。